

ダンプ車の定期的な点検と整備で 事故・故障を未然に防止

日々ダメージを受けている可動部

- ・ ダンプ装置は毎日の荷降ろし作業で高い負荷が掛っております。
- ・ 油圧回路は、高い圧力で作動油が流れ、可動部には高い荷重が常に掛っており日々劣化や摩耗が進行しています。
- ・ 劣化した作動油や油圧ホースを使い続けたり、適切なグリスアップをしないと荷役作業に支障が出るばかりか、事故や災害に至るケースもあります。
- ・ 日常点検と定期点検整備でトラブルを未然に防止する事ができます。



- ★劣化した油圧ホースを使い続けると大変危険です。
- ★グリスアップをしない状態で使い続けると大変危険です。
- ★劣化した作動油を使い続けると、精密部品であるギヤポンプ・シリンダ・バルブ等の破損などのトラブルに発展します。

作動油・グリスアップ等のメンテナンスを怠ると！



点検整備でトラブル解消

グリス給脂不足による異常摩耗・カジリ発生

作動油異常発熱・異物混入等での摩耗・焼付き



油圧ホース劣化・ひび割れ



作動油内の異物等が原因でシリンダー・ピストンにかじり発生



汚れた作動油

作動油本来の性能(潤滑・冷却・洗浄・消泡作用)が損なわれるばかりか、荷台降下の原因になります。



新しい作動油

正しいメンテナンスで機械も体も健康体

自重計の定期点検は法律で義務付けられています

車両総重量8トン以上又は、最大積載量5トン以上の大型ダンプ車等(土砂等を運搬する大型自動車)の『自重計』は、定期点検を1年に1回受けなければなりません。
定期点検および故障の際は指定の修理事業者等に点検または修理をご依頼ください。

- ① 使用者は、自重計について計量法上の修理事業者等による点検等を受け、技術基準に適合すると認められた日から1年毎に、同法上の修理事業者等の行う点検を受けねばなりません。
- ② 使用者は、計量法上の修理事業者等が発行する自重計技術基準適合証をそのダンプトラックに備え付けなければなりません。(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置、法第6条)
- ③ 自重計の封印および調整ねじは、指定の修理事業者以外さわることは出来ません。



自重計試験装置



ダンプに試験装置をセッティング



試験装置でダンプに荷重を加えて、荷重計の数値にダンプ自重計の数値を調整します



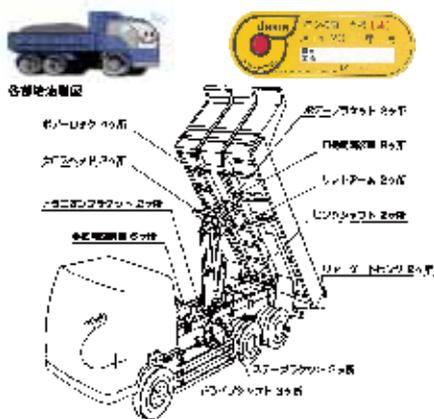
封印作業



封印後 完了

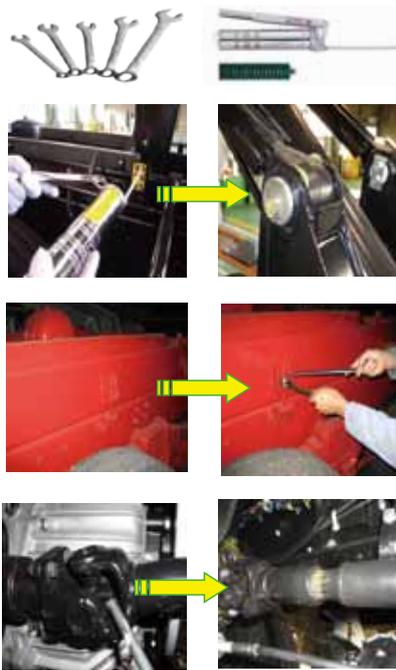
自重計を調整後、封印を行い『自重計技術基準適合証』の発行になります

定期点検・整備でトラブルを未然に防止



年次検査・点検時には必ず作動油の定期交換をしましょう。

点検実施 (参考)



点検実施 (参考)

項目	点検項目	点検内容	点検結果	備考
自重計	1. 自重計の取付位置	規定位置に取付されているか	○	
	2. 自重計の取付状態	取付が適切であるか	○	
	3. 自重計の取付部	取付部が適切であるか	○	
	4. 自重計の取付部	取付部が適切であるか	○	
封印	5. 封印の取付位置	規定位置に取付されているか	○	
	6. 封印の取付状態	取付が適切であるか	○	
	7. 封印の取付部	取付部が適切であるか	○	
	8. 封印の取付部	取付部が適切であるか	○	
調整	9. 調整の取付位置	規定位置に取付されているか	○	
	10. 調整の取付状態	取付が適切であるか	○	
	11. 調整の取付部	取付部が適切であるか	○	
	12. 調整の取付部	取付部が適切であるか	○	

* 点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある各メーカー指定サービス工場でお受けいたします。